平成２７年（フ）第５７号
新潟県新発田市本町３丁目３番６号、居所福島県郡山市大槻町字針生94―９
債務者　小島　　隆
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第５８号
新潟県新発田市本町３丁目３番６号、居所福島県郡山市大槻町字針生94―９
債務者　小島美奈子
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１９７号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平921番地８　コーポ金永　303号
債務者　宮平さゆり
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第９１４号
名古屋市瑞穂区川澄町３丁目22番地　名織ビル502号
債務者　姫井　俊英
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０５４号
名古屋市中区新栄２丁目９番５号　新栄アネックス301号
債務者　伊藤　　茂
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８９１号
大阪府守口市八雲北町１丁目５番４号
債務者　崎田　明美
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３３９号
大阪府東大阪市桜町３番２号広栄ハイツ302号室
債務者　上條早和子（旧姓古城）
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５１１号
大阪府門真市栄町６番16号　コーポラス都Ⅱ403号
債務者　髙岡　哲夫
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７６９号
大阪府高槻市天川町１番６―302号
債務者　松井あけみ（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８８０号
大阪府茨木市真砂１丁目４番８号　サンモール松本　502号
債務者　二宮　三郎
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９０５号
大阪市東淀川区上新庄３丁目10番28号
債務者　松永　友博
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９１７号
大阪府門真市三ツ島５丁目30番30号
債務者　武村　健二
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９４４号
大阪市東淀川区東中島５丁目６番５号
債務者　前田　雅人
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９７０号
大阪府豊中市服部寿町２丁目13番23―101号
債務者　山口　美幸（旧姓濱本）
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３００６号
大阪府八尾市恩智南町２丁目136番地ビューハイム茶の木105号
債務者　小濱　真次
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０３６号
大阪市東住吉区南田辺３丁目２番10―202号
債務者　斎藤健こと　齋藤　　健
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１０２号
大阪市平野区喜連東１丁目３番９―404号
債務者　志倉　新一
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１２６号
大阪市東住吉区住道矢田２丁目２番12号
債務者　児島　裕子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部